

八代港加賀島地区港湾臨海工業用地  
開発事業における事業者公募に係る  
評価基準書

令和8年6月

熊本県

## 目次

第1 本書の位置づけ .....	1
第2 評価の方法.....	2
第3 参加資格審査 .....	4
1 参加資格審査申請書類の受付 .....	4
2 参加資格審査 .....	4
第4 事業提案審査.....	5
1 基礎項目審査 .....	5
2 提案審査（プレゼンテーション審査） .....	5
第5 優先交渉権者の決定及び公表.....	8

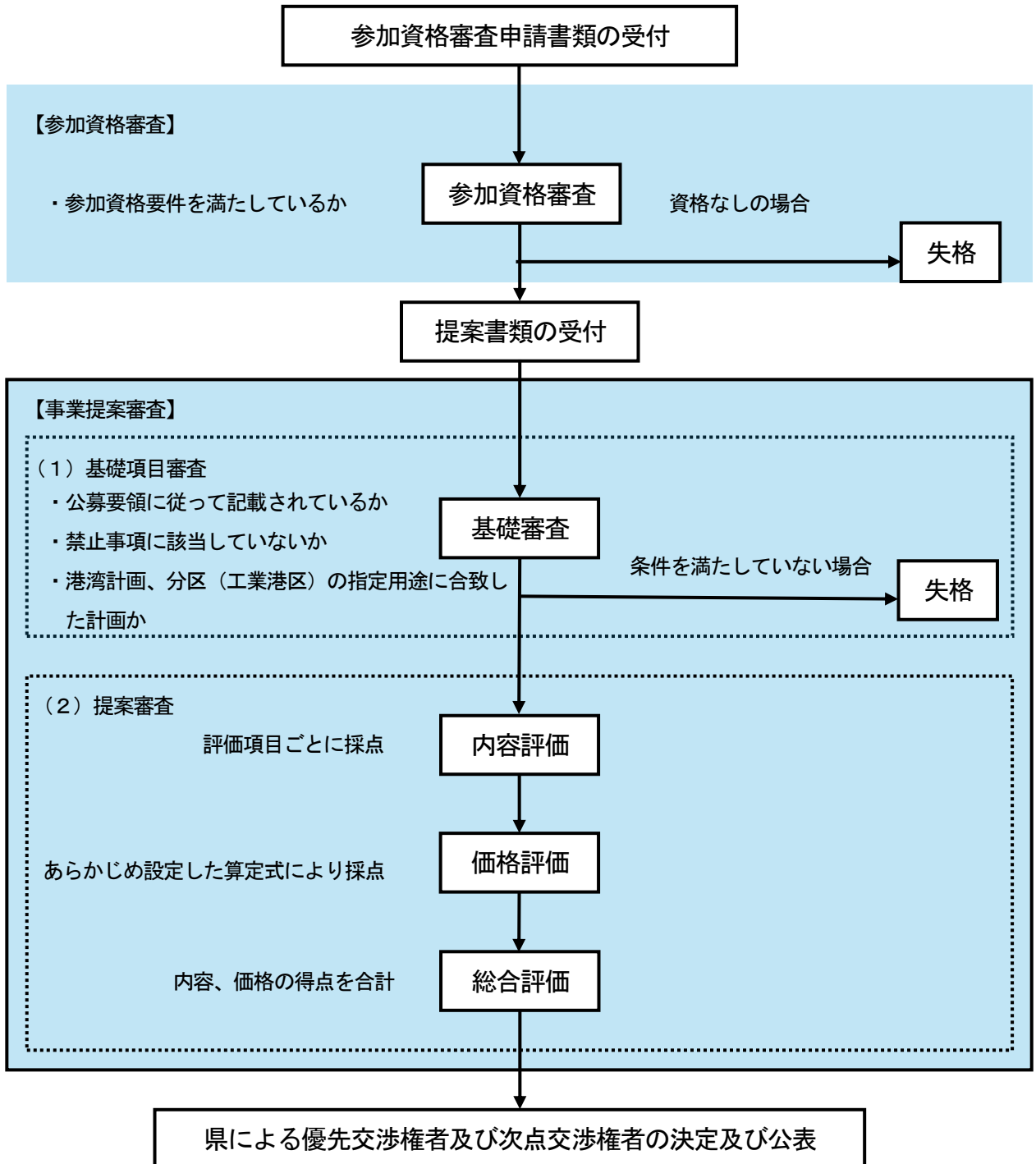
## 第1 本書の位置づけ

本評価基準書（以下、「評価基準」という。）は、熊本県（以下、「県」という。）が「八代港加賀島地区臨海工業用地開発事業」（以下、「事業」という。）を実施するにあたり、八代港加賀島地区臨海工業用地の譲渡をうける民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定するための手続き、方法及び評価の基準を示したものです。

## 第2 評価の方法

事業提案の評価及び事業者の選定の方法は、次のとおりです。

(図 2-1) 事業者選定フロー



提案審査のうち内容評価は、評価の公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、学識経験者等で構成する八代港加賀島地区臨海工業用地開発事業におけるプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において評価を行います。

選定委員会は、総合評価から最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します

### 第3 参加資格審査

#### 1 参加資格審査申請書類の受付

県は、応募者に求めた参加資格審査申請書類が全て揃っていることを確認します。

#### 2 参加資格審査

県は、提出された参加資格審査申請書類をもとに、応募者が公募要領Ⅳの参加資格に示した資格を満たしているか審査します。また、提出された参加資格審査申請書類を審査した上で必要があると判断した場合は、参加資格審査申請書類の補足若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがあります。

参加資格を満たしていない場合は、失格とします。なお、参加資格審査の結果は、提案評価における評価には反映させないものとします。

## 第4 事業提案審査

### 1 基礎項目審査

基礎項目審査は、提案された内容が公募要領に従って記載されているか、及び法令や公募要領等の禁止事項に該当していないかについて審査します。

また、港湾計画、分区（工業港区）の指定用途に合致した計画となっているかについて審査します。

なお、県は提出された提案書を確認した上で必要があると判断した場合は応募者に文書で質問し、回答を求めることがあります。

### 2 提案審査（プレゼンテーション審査）

内容評価は80点満点とし、提案書の内容について、表4-1に示す評価項目ごとに、表4-2に示す点数付与基準の加算割合に従って得点を算出し、全委員の平均点の小数点以下第3位を四捨五入したものを内容評価の点数とします。

なお、内容評価においては、応募者に対して、ヒアリング（応募者によるプレゼンテーション、質疑応答等）の実施を予定しています。ただし、ヒアリングにおいて新たな提案があっても、内容評価の対象とはなりません。

価格評価は20点満点とし、2（3）に示す方法に従い算出し、小数点第3位を四捨五入したものを価格評価の点数とします。

(1) 内容評価の評価項目及びその配点

内容評価の評価項目及びその配点は表 4-1 に示すとおりです。

(表 4-1) 評価項目及びその配点

評価内容	評価項目		審査の観点	配点	
	大項目	小項目			
内容評価 (80点)	企業の経営状況、 進出意欲等	安定性	・企業の財務状況は安定しているか ・継続的な事業運営に際して、地元港湾関係機関等とのような連携を行うのか	10点	
		企業の進出意欲	・八代港への進出を強く希望しているか(港の選定理由) ・2年以内に指定用途に供用開始できる計画か 2年以内に供用開始できない場合、建設計画等により示された完成予定日及び供用開始時期が妥当であるか	10点	
		地域特性	・県内に本・支店があるなど、県内での企業活動をしているか ・県内企業等と取引又は取引予定があるか	5点	
	事業計画等の内容	事業計画	・八代港の一層の利用促進が期待できる計画か	10点	
		港湾利用の度合い	・八代港の利用貨物の取扱量、内容、入港する船舶・頻度等	15点	
		地域経済への効果	・県内への経済波及効果の具体的内容 ・新規雇用の確保や地元企業との連携 等 ・地域資源を活用した事業計画か	10点	
		環境保全・安全対策	・脱炭素や廃棄物削減等環境への配慮 ・防災面等に係る安全管理の取組 ・周辺への景観配慮 等	10点	
		必要敷地の利用	・売却用地の面積に見合った計画か	5点	
	その他	協調性	・八代市などの地元自治体や周辺企業からの理解を得るための工夫が期待できるか ・県内の関係事業者・同業他者等に対する説明や配慮があるか	5点	
	価格評価				20点
	合計				100点

(2) 内容評価の点数付与基準

内容評価は、A～Fの6段階評価による絶対評価とします。各評価区分の判断基準及び加算割合は、表 4-2 のとおりとします。

(表 4-2) 内容評価における点数付与基準

評価区分	判断基準	加算割合
A	提案内容が特に優れている	配点 × 1.0
B	提案内容が優れている	配点 × 0.8
C	提案内容が普通である	配点 × 0.6
D	提案内容がやや劣っている	配点 × 0.4
E	提案内容が劣っている	配点 × 0.2
F	評価できない	配点 × 0.0

(3) 価格評価

価格評価については、次の式により算定した評価点とします。

$$\text{得点} = \text{配点 (20 点)} \times \frac{\text{提案価格の割合}}{\text{最高の提案価格の割合}}$$
$$\text{提案価格の割合} = \frac{\text{提案価格}}{\text{基準価格}}$$

(4) 総合評価

総合評価は次式により算出します。

$$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{内容評価点 (80 点満点)} + \text{価格評価点 (20 点満点)}$$

総合評価点が最高得点である者を最優秀提案者とします。

また、同点の場合、内容評価点上位の者を評価上位者とします。

なお、内容評価点も同点の場合、提案金額が高い者を評価上位者とします。

ただし、最優秀提案者は内容評価点が6割以上である者に限ります。

## 第5 優先交渉権者の決定及び公表

県は、選定委員会による最優秀提案者の選定を受けて、優先交渉権者を決定します。また、総合評価点の第2位の応募者を次点交渉権者とします。資格審査及び事業提案審査の結果は、各応募者に個別に通知します。プレゼンテーション審査の結果は、基礎項目審査を通過した各応募者へ個別に通知するほか、審査結果について県のホームページに公表します。

**【担当窓口】**

熊本県土木部河川港湾局港湾課

所在：862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL：096-333-2515（直通）

E-mail：[kouwan@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kouwan@pref.kumamoto.lg.jp)